

統 第 1188 号

令和4年6月13日

一般社団法人 兵庫県建設業協会 会長 様

兵庫県企画部統計課長



令和4年毎月勤労統計調査特別調査の実施に係るご協力について（お願い）

本県の各種統計調査につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省において、我が国の毎月の雇用、給与及び労働時間の実態を把握し、各種行政施策に利用することを目的として、「毎月勤労統計調査」を実施しています。

この調査は、5人以上の労働者を雇用する事業所を対象に毎月実施する「全国調査」と「地方調査」及び1～4人の労働者を雇用する事業所を対象に年1回実施する「特別調査」の3種類に分かれています。

このうち「特別調査」は、小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を示す資料として、最低賃金の改定審議等に使用されています。本年も7月下旬から9月にかけて、指定調査区内（下記「指定調査区市区町名一覧」に記載の市区町内の一部地域）に所在するすべての事業所を統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数や事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者数を1～4人雇用する事業所について調査を実施します。

つきましては、現下の情勢下、誠に恐縮ではありますが、ホームページや会報誌等を通じ、貴会員等に対する本調査の周知及び調査協力に格別のご配慮をお願い申し上げます。

ご参考までに、啓發文例及びパンフレット等（「令和4年毎月勤労統計調査特別調査のお願い」「毎勤だより」）を同封いたします。

厚生労働省のHP：<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

#### 《指定調査区市区町名一覧》

神戸市（東灘区、灘区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区、中央区、西区）  
姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、伊丹市、相生市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、美方郡香美町（21市2町）

無し（指定外）

芦屋市、三田市、川西市、猪名川町

多可町、加古川市、播磨町

赤穂市、神河町、市川町、福崎町

太子町、上郡町、佐用町、養父市

朝来市、豊岡市、新温泉町

担当：兵庫県企画部統計課  
経済統計班 篠田・山田  
TEL：078-362-4126（直通）  
FAX：078-362-4131

【啓発文例】

## 毎月勤労統計調査特別調査のお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1人～4人雇用する事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として国民経済計算（GDP 統計）の作成等に使用されています。

調査対象となる事業所には、7月下旬から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査のご依頼をいたします。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、郵送で調査をお願いする場合もございます。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、調査対象となる事業所の皆様にはご負担をお願いすることになりますが、皆様のご協力があって初めて、現下の社会・経済状況を正確に把握することができます。

なお、調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられていますので、調査の重要性をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省・兵庫県

事業所の皆さまへ

# 令和4年 毎月勤労統計調査 特別調査のお願い

厚生労働省  
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

## 毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

## 調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定



統計調査員

<準備のための調査>  
調査区内の最新の事業所名簿を作成  
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して  
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、家族労働者であるかどうかの別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、年間の特別給与額について調査いたします。

統計を作成する目的以外に使用することは絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

〒650-8567  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画部統計課経済統計班  
TEL(078)362-4126  
FAX(078)362-4131



毎月勤労統計調査特別調査  
イメージキャラクター  
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605~7607

(調査の企画に関すること)内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

事業所の皆さまへ

～「有難う」感謝で集める調査票～

# 毎勤だより

## 毎月勤労統計調査 特別調査

### 毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

### 調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

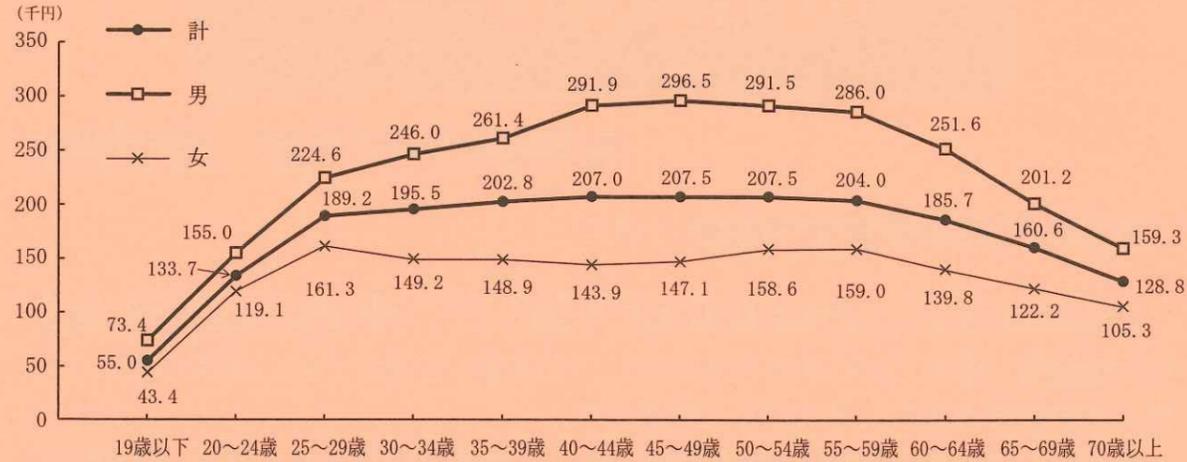
### 調査の流れ



# ●令和3年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

## ◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和3年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



## ◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 <sup>1)</sup>	特別に支払われた現金給与額 <sup>2)</sup>	出勤日数 <sup>1)</sup>	通常日1日の実労働時間 <sup>1)</sup>	勤続年数 <sup>3)</sup>	短時間労働者の割合 <sup>3)</sup>
	円	円	日	時間	年	%
平成23年	187,962	191,014	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	235,684	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元 <sup>4)2</sup>	197,196	247,634	19.8	6.9	12.0	30.9
3	199,902	253,157	19.3	6.8	12.6	31.3

注：1) 各年7月の数値である。  
 2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。  
 3) 各年7月末日現在の数値である。  
 4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

## ◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間 (令和3年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する現金給与額	出勤日数	通常日1日の実労働時間
	円	日	時間
全国	199,902	19.3	6.8
北海道	203,169	20.4	6.9
青森	198,322	20.8	7.2
岩手	185,299	20.2	6.9
宮城	206,231	19.6	6.9
秋田	186,838	20.4	7.1
山形	184,931	20.4	7.1
福島	204,191	20.4	7.1
茨城	203,083	20.0	7.2
栃木	189,398	19.5	6.8
群馬	191,996	19.4	6.8
埼玉県	209,064	18.7	6.7
千葉県	202,202	18.2	6.5
東京都	233,343	18.2	7.0
神奈川県	208,427	18.3	6.7
新潟	189,705	20.1	6.9
富山	198,532	20.1	6.8
石川	197,403	19.8	6.8
福井	192,924	19.8	6.9
山梨	192,989	19.2	6.9
長野	191,189	19.5	6.9
岐阜	183,762	19.0	6.5
静岡県	205,847	19.8	7.0
愛知県	210,813	18.8	6.8
三重	186,875	19.7	6.9
滋賀	184,549	18.8	6.6
京都	176,197	18.4	6.5
大阪	220,137	18.9	6.8
兵庫県	176,956	18.2	6.5
奈良	183,900	18.1	6.8
和歌山	191,152	19.7	6.6
鳥取	178,672	19.5	6.9
島根	181,989	19.3	6.9
岡山	188,103	18.7	6.8
広島	208,248	19.5	6.9
山口	183,526	19.4	6.6
徳島	195,574	20.2	7.0
香川	201,683	20.0	7.0
愛媛	178,837	20.1	6.7
高知	173,033	19.5	6.8
福岡	208,430	19.7	7.2
佐賀	178,252	20.3	6.9
長崎	174,670	20.8	6.9
熊本	184,293	20.2	6.8
大分	181,650	19.9	7.0
宮崎	187,204	19.9	7.0
鹿児島	172,001	19.5	6.6
沖縄	171,512	20.0	6.9

注：令和3年7月末日の数値である。



**この調査は報告（調査票の提出）の義務があります**

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。



**調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？**

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、調査には、統計調査員が同っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

**調査へのご理解とご回答をお願いいたします。**

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画部統計課経済統計班

TEL(078)362-4126

FAX(078)362-4131

ひと、くらし、みらいのために



**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605~7607

(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

令和4年